

令和元年 10 月 18 日 教育委員会事務局 生涯学習文化財課

横浜市では、横浜市文化財保護審議会(会長 吉田鋼市氏)の答申・回答を受け、横浜市指定 しょうきょう しゅうきょう しゅうしゅ しゅん ぼくしょ だいはんにゃきょう つけたり 文化財として「木造阿弥陀如来および両脇侍像」及び「紙本墨書 大般若経 है। विकास के प्रिक्त कि प्राचित के प्रिक्त के प्राचित के प्रिक्त के प्राचित के प्रिक्त के प्राचित के प्रिक्त के प्रिक् 今回の指定により、横浜市指定文化財は164件、登録地域文化財は98件となります。

★11 月5日(火)の告示をもって正式に指定・登録されます☆

	指定/登録	種別	名称及び員数	所有者/保存団体
1	指定	有形文化財 (彫刻)	もくぞう あ み だ にょらい 木造阿弥陀如来および 両 脇 侍像 3軀	宗教法人 真照寺
2		有形文化財 (典籍)	UB NB () LE NEW CENER (PRO) PRO	宗教法人 法華寺
3	登録	地域無形 民俗文化財	ホンチ(くも合戦)	横浜ホンチ保存会

(1) 木造阿弥陀如来および両脇侍像



紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠



巻80 表紙見返し・内題 撮影: 東京大学史料編纂所

③ ホンチ(くも合戦)



※写真はデジタルデータの提供が可能です。データ提供をご希望の方は、電子メールにてご連 絡ください。

<u>(教育委員会事務局生涯学習文化財課 ky-bunkazai@city.yokohama.lg.jp)</u> 裏面あり

令和元年度 新指定文化財概要

☆指定文化財は文化財保護審議会で「国・県指定文化財以外の文化財のうち横浜の歴史、文化 または自然を理解する上で重要なもの」と判断されたものです。

1 木造阿弥陀如来および両脇侍像(彫刻) ≪平安時代後期≫

所有者:宗教法人 真照寺 所在地:磯子区磯子八丁目

中世の横浜を代表する平子氏本家の菩提寺として重要な寺院である真照寺に伝来した木造の阿弥陀如来及び両脇侍像。3軀ともに穏やかに整えられた像容は平安時代後期のいわゆる定朝様にしたがうものであるが、やや引き締まった肉どりや眦を少し釣り上げた面貌、動きのある衣文線などは若干時代が進んだ趣があり、平安時代から鎌倉時代へ移行する時期の作品と推測される。同時期には鎌倉周辺で奈良仏師の活躍が知られるが、そうした時期の造像の実態を知る上で大変貴重な歴史的資料である。

2 紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠(典籍) ≪平安時代後期~室町時代≫

所有者:宗教法人 法華寺 所在地:港北区師岡町

法華寺が所蔵する大般若経である。奥書から元久2年前後に近隣の池辺郷に本拠を構えていた草壁部末友夫妻の発願で製作されたものと推測される。鎮守の寺社の神前において、年中行事として『大般若経』を転読し、氏子・檀徒の息災を祈る儀礼は全国に分布するが、法華寺の場合は発願以来800年余りの間連綿と年中行事で使用され続けたことが明らかであり、有形文化財としてだけでなく地域の伝統を伝える文化遺産としての価値を有している。

|令和元年度 新登録地域文化財概要|

☆登録地域文化財は「地域の方々が大切に守ってきたもので、地域の歴史を知る上で必要な文 化財」と判断されたものです。

3 ホンチ (くも合戦) (地域無形文化財)

保存団体:横浜ホンチ保存会

繁殖期の習性を利用して、ホンチ(ネコハエトリグモの雄)を戦わせる伝承遊び。かつて日本列島沿岸部に広く見られたくも合戦は、横浜市、富津市(千葉県)、姶良市(鹿児島県)、四万十市(高知県)、海南市(和歌山県)等で伝承されている。ネコハエトリグモを用いるのは横浜と富津に限られる。横浜のホンチは 1960 年代までは男子の遊びとして学校などでおこなわれたが、1964 年東京オリンピックの頃を境に徐々におこなわれなくなった。現在、年一度5月に、金沢自然公園などで横浜ホンチ保存会主催の横浜ホンチ・トーナメント大会がおこなわれ、ネコハエトリグモの採集法や飼育法また戦わせ方など多くの民俗知識の東が伝承されている。

お問合せ先